

論文式試験問題集
[刑法・刑事訴訟法]

【刑 法】

【事例１】及び【事例２】を読んで、【設問１】及び【設問２】に答えなさい。

【事例１】

- 1 甲（３０歳、女性）は、同棲相手のＡ（３５歳、男性）が毎晩泥酔し、生活費も負担しなかったことから、同棲解消を申し出たが、Ａがこれに応じず、甲に暴行を加えるようになったため、Ａに恨みを抱き、次第にＡに殺意を抱くようになった。

甲は、某年２月１日、看護師である友人乙（２５歳、女性）とキャンプに出掛けた際に、乙に対し、「Ａを殺すのを手伝って。死体の処分は私一人で何とかする。」と持ち掛けた。乙は、数年前に、酔ったＡに殴られて骨折したことがあり、Ａを恨んでいたため、甲に対し、「私が先に急所を刃物で刺すよ。刺した後もすぐに死ぬわけではないから、あなたは瀕死のＡにとどめを刺せばいい。」と言って、これを引き受けた。

- 2 甲及び乙は、同月２日午前１０時頃、Ａの殺害に使用するため、サバイバルナイフ１本（刃体の長さ約２０センチメートル。以下「本件ナイフ」という。）及び包丁１本（刃体の長さ約２０センチメートル。以下「本件包丁」という。）を購入した。

- 3 甲は、同日午後５時頃、Ａから「今夜も居酒屋に行く。」という連絡があったことから、Ａが帰宅後に熟睡した頃を見計らって、同月３日午前２時頃、乙と共に帰宅すると、寝室の照明は消えていたが、窓から入る街灯の光で同室内のベッド上にＡが横になっているのが見えた。甲が「計画どおり、先にＡを刺して。その後、私が瀕死のＡに最後の一撃を加える。電気はつけないで。」と言って、乙に本件ナイフを渡したので、乙は、寝室の電灯をつけずに、本件ナイフを持ってベッドに近付いた。その際、乙は、Ａの寝息が聞こえなかったため、看護師としての経験から異変を感じ、Ａの首の頸動脈に触れたところ、脈が全くなく、更にＡの心臓付近を触っても拍動が感じられなかったため、Ａが既に死亡していることに気付いたが、甲がＡへの恨みを晴らすためには計画どおりに進めるべきだと考え、甲に何も告げなかった。

乙は、Ａが死亡していると確信し、死体に刃物を突き立てるのであれば気が楽だと考え、同日午前２時１５分頃、Ａの死体の心臓付近を本件ナイフで突き刺した。すると、本件ナイフは、Ａの死体の胸に刺さり、心臓の一部を切断し、背骨に当たって止まった。乙は、Ａの死体の胸に本件ナイフを刺したままにして、寝室から出た。その間、甲は、Ａが苦しむ姿を見て決心が揺るがないように、寝室に入らず、隣室にいた。

その後、乙が寝室から出てきたため、甲は、次は自分の番だと考え、本件包丁を持って寝室に入ると、Ａの胸に本件ナイフが刺さっているのが見えた。Ａが生きていると思っていた甲は、Ａと目が合わないよう、本件ナイフだけを見てベッドに近付き、Ａの胸付近に触れたところ、その体が温かかったものの、抵抗する様子はなかったため、Ａが瀕死の状態にあると思い、Ａにとどめを刺すため、同日午前２時２０分頃、本件ナイフが刺さっている場所付近を本件包丁で突き刺した。本件包丁は、Ａの死体の胸に刺さり、心臓の一部を切断し、背骨に当たって止まった。

- 4 なお、同日午前1時50分の時点で、Aは、飲酒の影響により、吐しゃ物を喉に詰まらせて窒息死していた。

〔設問1〕

【事例1】における甲及び乙の罪責を論じなさい（住居侵入罪及び特別法違反の点は除く。）。

【事例2】（【事例1】の事実につけて、以下の事実があったものとする。）

- 5 甲は、同日午前2時30分頃、Aの死体を一人で処分しようと考え、Aの死体を甲所有のキャンピングカー（以下「本件車両」という。）に乗せるために前記寝室から運び出そうとしたところ、Aが腕時計（時価約50万円）をしていることに初めて気づき、これを自分のものにしようと考え、乙に何ら相談せず、同腕時計を外して、背負っていたリュックサック内に入れた。

- 6 その後、重いAの死体を本件車両に乗せることができずに甲が苦勞していたことから、乙は、甲を手伝うことにした。甲及び乙は、協力して、Aの死体を本件車両に乗せて自宅から約100キロメートル離れた山林まで移動し、Aの死体を埋めるために穴を掘った。もっとも、掘り終えた時点で日が暮れてしまったため、甲及び乙は、本件車両内で就寝した。

甲は、同月4日午前4時頃に目を覚ました際、犯行が発覚しないように乙も殺すべきだと考え、本件車両内で熟睡していた乙の手足をキャンプ用品の麻縄で縛った上、本件車両内に点火した練炭の入った練炭コンロを置いて目張りするなどして密閉し、本件車両内に一酸化炭素ガスを充満させ、同日午前5時頃、乙を一酸化炭素中毒で死亡させた。

- 7 甲は、同日午前6時頃、本件車両内で乙の死亡を確認した際、乙が指輪（時価約10万円）をしていることに初めて気づき、これを自分のものにしようと考え、同指輪を外して、前記リュックサック内に入れた。

続いて、甲は、前日に掘った穴の中にAの死体を突き落とすと、周囲の土をAの死体の上にかけて埋めた。

- 8 その後、甲は、乙がキャンプに来た際の水難事故で死亡したように見せ掛けようと考え、乙の死体を乗せた本件車両を運転し、同月4日午後6時頃、前記山林から約50キロメートル離れたキャンプ場に到着した。

甲は、周囲が暗かったため、夜明けまで本件車両内で待ち、同月5日午前7時頃、乙の死体を本件車両から運び出そうとしたところ、乙がネックレス（時価約20万円）をしていることに初めて気づき、これも自分のものにしようと考え、同ネックレスを外して、前記リュックサック内に入れた。

その後、甲は、前記キャンプ場付近の池に乙の死体を投棄して、帰宅した。

〔設問2〕

【事例2】における甲の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く。）。

【刑事訴訟法】

次の【事例】を読んで、後記【設問】に答えなさい。

【事例】

- 1 令和8年5月、Vが、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）で知り合った男とインターネット回線を通じて複数回にわたって通話をし、投資資金名目で現金1000万円を銀行口座に振込入金してだまし取られるという詐欺事件（以下「本件詐欺事件」という。）が発生した。Vは、同男との通話を自己のスマートフォンの録音機能で録音していた。
- 2 司法警察員Pらは、SNSの同男のアカウント情報を入手したところ、甲の氏名、生年月日及び住所が登録されていたことから、甲が本件詐欺事件に関わっているとの嫌疑を抱き、同年6月14日、搜索場所を甲方、差し押さえるべき物をスマートフォン等とする搜索差押許可状を得た。Pらは、搜索時に、同男と甲の声の同一性を識別する声紋鑑定を行うため、搜索時のPと甲との会話をひそかに録音しようと考えた。

Pらは、同月15日午前6時30分頃、前記搜索差押許可状に基づき、甲方の搜索を開始した。① Pは、胸ポケットにボイスレコーダーを入れた上で、甲に対し、前記搜索差押許可状を示すために人定事項を確認したり、立会人になることので承認を得たりするなど、搜索差押手続に関連する発問を行い、甲がこれに答えた際、同ボイスレコーダーで甲の声をひそかに録音した。

Pは、搜索終了後、警察署に戻り、同ボイスレコーダーの録音内容を確認したところ、甲の声が十分に録音できていたため、声紋鑑定の手続を進めた。

- 3 Pらは、前記搜索時に差し押さえた甲のスマートフォンの解析結果から、甲がVをだました実行犯であるとともに、乙と丙も本件詐欺事件の共犯者であるとの嫌疑を抱き、乙と丙のふだんの行動を調べた。その結果、乙と丙が乙方で同居していること、乙は、毎朝リュックサックを背負って会社に出勤し、夕方勤務を終えて帰宅の途に就き、その途中、乙方近くのカフェCで過ごした後に乙方に帰っていること、丙はほとんど外出していないことが判明した。

そこで、Pらは、乙と丙の会話を録音するため、乙のリュックサックに小型録音機を取り付け、そのまま乙方に帰宅させ、乙方内での乙と丙との会話を録音して、同小型録音機を回収し、録音で得られた乙と丙の会話内容から、本件詐欺事件への両名の関与の有無を確認しようと考えた。なお、同小型録音機は、遠隔操作により録音を開始することが可能であり、録音可能な時間は約8時間であった。

Pは、同月18日午後5時頃からカフェCで乙を待ち、その後、乙が来店してリュックサックを置いて席を立ったため、同日午後6時頃、同リュックサックの外側に同小型録音機を粘着テープで貼り付け、乙がこれに気付くことなく同リュックサックを持って帰宅の途に就くと、乙を追い、②同日午後7時頃に乙が自宅に入った時点で、同小型録音機を遠隔操作して録音を開始し、翌19日午前3時頃まで録音を継続した。

Pは、同日午後5時頃から再びカフェCで乙を待ち、その後乙が来店して同リュックサッ

クを置いて席を立った際に、同リュックサックから同小型録音機を取り外して回収した。

Pは、警察署に戻り、同小型録音機の録音内容を確認したところ、乙方内での乙と丙の会話が録音されていたが、本件詐欺事件への両名の関与を示す会話はなかった。

〔設問〕

下線部①及び②の各行為の適法性について論じなさい。なお、前記搜索差押許可状は適法に発付されたものとする。